

# 厚真町企業研修型地域おこし協力隊受入 Q & A

## 1 協力隊の受入れについて

Q 1 - 1	協力隊を受け入れに条件はあるか。
Q 1 - 2	協力隊を何人受け入れることができるのか。
Q 1 - 3	協力隊の待遇はどうなるのか。
Q 1 - 4	協力隊の任期が終了した後はどのような道があるのか。

## 2 助成対象経費について

Q 2 - 1	どのような経費が助成費の対象になるのか。
Q 2 - 2	残業代は助成対象か。
Q 2 - 3	活動助成費で購入した物は誰の所有物か。
Q 2 - 4	自社での研修は助成費の対象になるのか。
Q 2 - 5	協力隊が関わる営業経費は助成費の対象になるのか。

## 3 協力隊の活動について

Q 3 - 1	協力隊が受入企業での活動とは異なる新規事業を自ら企画し実行する場合、その活動に係る費用は活動経費での補助対象となるか。
Q 3 - 2	受入れ事業者での就業以外の地域活動は、どのように考えればよいか。
Q 3 - 3	協力隊の活動中にけがをした場合はどのように対応すればよいか。
Q 3 - 4	相談事がある場合、どこに話せばよいか。

## 1 協力隊の受入れについて

Q 1-1 : 協力隊を受け入れに条件はあるか。

A 1-1 : 厚真町に登記がある事業者又は厚真町に住民票がある個人事業主で、起業してから5年以内又は現在の事業内容と異なる分野で新規事業（日本標準産業分類（小分類）により判断）を立ち上げる場合を受入れ事業者の対象とします。また、未納の税金がないこと、暴力団等と関係がないことが条件です。

Q 1-2 : 協力隊を何人受け入れることができるのか。

A 1-2 : 3人目まで受け入れることが可能です。ただし、3人目の受入れについて助成額が変わります。1人目、2人目の協力隊の受入れに対する助成は基本給、保険料、研修費、備品・消耗品費のうち対象経費を上限額の内数で助成しますが、3人目の受入れについては、この上限金額を1, 2人目の1/2とします。

Q 1-3 : 協力隊の待遇はどうなるのか。

A 1-3 : 協力隊は受け入れ事業者と雇用契約を結び、厚真町を拠点として受入れ事業者の事業活動に従事します。雇用契約の内容については、協力隊と協力隊受入れ事業者で確認ください。

Q 1-4 : 協力隊の任期が終了した後はどのような待遇があるのか。

A 1-4 : そのまま受け入れ事業者で雇用される他、ご自身で起業する等が考えられますが、協力隊と受入れ事業者の合意の上で決めることとなります。

## 2 助成対象経費について

Q 2-1 : どのような経費が助成費の対象になるのか。

A 2-1 : 受入れ事業者に雇用される場合、事業者が負担する基本給、家賃補助、車両費、社会保険料等、研修費、備品・消耗品費を対象とします。詳しくは厚真町産業活性化推進協議会（事務局：厚真町商工会）による「厚真町企業研修型地域おこし協力隊活動サポート要綱」をご確認ください。

Q 2-2 : 残業代は助成対象か。

A 2-2 : 対象となりません。受入れ事業者が協力隊に支払う基本給の実負担額（上限額あり）に対して助成します。

Q 2-3 : 活動助成費で購入した物は誰の所有物か。

A 2-3 : 協力隊の所有物となります。

Q 2-4 : 自社での研修は助成費の対象になるのか。

A 2-4 : 対象となりません。社外の研修で、協力隊の活動（申請時の内容）のスキルアップにつながるものが対象となります。

Q 2-5 : 協力隊が関わる、受入れ事業者による営業経費は助成費の対象になるのか。

A 2-5 : 対象となりません。営業経費は事業者が負担し事業活動を行ってください。

### 3 協力隊の活動について

Q 3-1 : 協力隊が受入企業での活動とは異なる新規事業を自ら企画し実行する場合、その活動に係る費用は活動経費での補助対象となるか。

A 3-1 : 助成対象となりません。企業研修型地域おこし協力隊が受入企業の事業と異なる新規事業を実施する場合、事業内容を「厚真町ローカルベンチャースクール」にて発表し、最終審査を通過した事業については活動経費での助成対象として認められません。受入企業が企画する新規事業に係る経費については、企業が負担することになります。

Q 3-2 : 受入れ事業者での就業以外の地域活動は、どのように考えればよいか。

A 3-2 : 協力隊の活動として、就業以外に、毎月の受入れ事業者における活動の報告、年度末の協力隊の活動報告会への参加、地域おこし活動をお願いしています。地域おこし活動というのは、まちの課題の解決や教育、福祉等の分野において、協力隊のスキルを活かして行う活動です。

Q 3-3 : 協力隊の活動中にけがをした場合はどのように対応すればよいか。

A 3-3 : 受入れ事業者による労災保険を利用してください。

Q 3-4 : 相談事がある場合、どこに話せばよいか。

A 3-4 : 協力隊、受入れ事業者ともに、厚真町産業経済課経済グループ又は厚真町産業活性化推進協議会（事務局：厚真町商工会）にお気軽にご相談ください。